

平成 31 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

議 案 第 5 号 説 明 資 料

平成31年2月14日

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

---

資 料

---

改正概要	1
改正内容	1～2
改正資料	3～7
新旧対照表	8～11

町 民 課

# 大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

本町の国民健康保険財政の支出については、被保険者の高齢化の進行等により、一人当たりの保険給付費が増大している一方で、収入については、被保険者数の減少が主な要因となり、国民健康保険税の収入は減少しています。

平成 30 年度から神奈川県が国民健康保険の保険者に加わったことにより、財政基盤が強化され、保険給付費の財源は確保されることとなりましたが、新たに国民健康保険事業費納付金等を支出する必要性が生じています。

しかし、現行税率を維持したままでは独立採算制に基づく運営は難しく、一般会計からの法定外繰入金投入や国民健康保険財政調整基金の取崩し等を行ったとしても、厳しい運営を強いられていくことが予想されることから、今後の本町の国民健康保険財政を安定的に運営することを目的とし、平成 31 年度に係る国民健康保険税の税率・税額及び法定軽減該当世帯の国民健康保険税負担額を見直すため、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正します。

## 2 改正内容

### (1) 国民健康保険税の税率・税額の改正

国民健康保険財政を安定的に運営することを目的に次のとおり、国民健康保険税率・税額の改正を行います。

なお、医療給付費分の平等割額については、現行税額を維持します。

		A	B	C
		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
ア 所得割率 所得に応じて	現行	6.1/100	2.7/100	2.2/100
	改正後	6.2/100	2.8/100	2.3/100
イ 均等割額 1人ごと	現行	23,000 円	12,500 円	11,500 円
	改正後	24,500 円	13,000 円	12,000 円
ウ 平等割額 世帯ごと	改正なし	21,000 円		

改正率	対平成 30 年度国民健康保険税額 2.79%の増
-----	------------------------------

(2) 法定軽減該当世帯の国民健康保険税負担額の改正

国民健康保険税の税額が改正されることに伴い、法定軽減該当世帯の国民健康保険税負担額も改める必要があるため、次のとおり改正を行います。

区 分			本来の負担額	7割軽減該当者	5割軽減該当者	2割軽減該当者
均等割額	医療給付費分	現行	23,000円	6,900円	11,500円	18,400円
		改正後	24,500円	7,350円	12,250円	19,600円
	後期高齢者支援金分	現行	12,500円	3,750円	6,250円	10,000円
		改正後	13,000円	3,900円	6,500円	10,400円
	介護納付金分	現行	11,500円	3,450円	5,750円	9,200円
		改正後	12,000円	3,600円	6,000円	9,600円
平等割額	医療給付費分	改正なし	21,000円	6,300円	10,500円	16,800円
	後期高齢者支援金分					
	介護納付金分					

法定軽減該当となる世帯の判定所得金額（参考）

	7割軽減対象	5割軽減対象	2割軽減対象
1人世帯の場合	33万円以下	60.5万円以下	83万円以下
2人世帯の場合	33万円以下	88万円以下	133万円以下
3人世帯の場合	33万円以下	115.5万円以下	183万円以下

(3) 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

### 3 改正資料

#### (1) 改正後の国民健康保険税の計算方法

一般的な現役世代に該当する世帯

(世帯1) 大磯太郎(45歳)：給与収入400万円(給与所得が266万円)  
大磯花子(38歳)：収入なし  
大磯次郎(15歳)：収入なし

---

#### A 医療給付費分(すべての被保険者が対象)

ア 所得割額 = (266万円 - 33万円) × 所得割率(6.2%) … 144,460円  
イ 均等割額 = 3人 × 均等割額(24,500円) … 73,500円  
ウ 平等割額 = 21,000円

小計 238,900円(百円未満切り捨て)

#### B 後期高齢者支援金分(すべての被保険者が対象)

ア 所得割額 = (266万円 - 33万円) × 所得割率(2.8%) … 65,240円  
イ 均等割額 = 3人 × 均等割額(13,000円) … 39,000円

小計 104,200円(百円未満切り捨て)

#### C 介護納付金分(40歳～64歳の被保険者が対象)

ア 所得割額 = (266万円 - 33万円) × 所得割率(2.3%) … 53,590円  
イ 均等割額 = 1人 × 均等割額(12,000円) … 12,000円

小計 65,500円(百円未満切り捨て)

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計 (A + B + C) 408,600円(年額)

給与及び年金所得の該当世帯

(世帯2) 神奈川太郎(67歳): 給与収入 300 万円 (給与所得が 192 万円)  
年金収入 200 万円 (年金所得が 80 万円)  
合計所得 (272 万円)  
神奈川花子(64歳): 給与収入 100 万円 (給与所得が 35 万円)

---

A 医療給付費分 (すべての被保険者が対象)

ア 所得割額 = (272 万円 - 33 万円) × 所得割率 (6.2%) … 148,180 円

所得割額 = (35 万円 - 33 万円) × 所得割率 (6.2%) … 1,240 円

イ 均等割額 = 2 人 × 均等割額 (24,500 円) … 49,000 円

ウ 平等割額 = 21,000 円

小計 219,400 円 (百円未満切り捨て)

B 後期高齢者支援金分 (すべての被保険者が対象)

ア 所得割額 = (272 万円 - 33 万円) × 所得割率 (2.8%) … 66,920 円

所得割額 = (35 万円 - 33 万円) × 所得割率 (2.8%) … 560 円

イ 均等割額 = 2 人 × 均等割額 (13,000 円) … 26,000 円

小計 93,400 円 (百円未満切り捨て)

C 介護納付金分 (40歳~64歳の被保険者が対象)

ア 所得割額 = (35 万円 - 33 万円) × 所得割率 (2.3%) … 460 円

イ 均等割額 = 1 人 × 均等割額 (12,000 円) … 12,000 円

小計 12,400 円 (百円未満切り捨て)

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計 (A + B + C) 325,200 円 (年額)

国民健康保険税の軽減に該当する世帯

- (世帯3) こくほ太郎(70歳)の年金収入：80万円(年金所得は0円)  
こくほ花子(68歳)の年金収入：30万円(年金所得は0円)

\*合計所得金額は0円のため、7割軽減の該当世帯となります。

---

A 医療給付費分(すべての被保険者が対象)

- ア 所得割額=いずれも所得金額が基礎控除以下なので、0円  
イ 均等割額=2人×均等割額(24,500円)×(1-0.7)=14,700円  
ウ 平等割額=21,000円×(1-0.7)=6,300円  
小計 21,000円(百円未満切り捨て)

B 後期高齢者支援金分(すべての被保険者が対象)

- ア 所得割額=いずれも所得金額が基礎控除以下なので、0円  
イ 均等割額=2人×均等割額(13,000円)×(1-0.7)=7,800円  
小計 7,800円(百円未満切り捨て)

C 介護納付金分(40歳~64歳の被保険者が対象)

両名ともに年齢が65歳以上であるため、0円

この世帯の年間の国民健康保険税額は

合計(A+B+C) 28,800円(年額)

(2) 国民健康保険税として収納する必要額

		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
①	経費				1,158,969千円
	国民健康保険事業費 納付金額	788,623千円	265,569千円	84,089千円	
	その他経費	20,688千円			
②	国民健康保険税以外からの収入	170,380千円	51,229千円	16,468千円	238,077千円
③	収納必要額 ①－②	638,931千円	214,340千円	67,621千円	920,892千円

		改正率計算	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計 (国民健康保険税額)	不足額	法定外繰入	国民健康保険財政調整基金からの取崩し
④	改正率 2.79%	所得割額	6.20%	2.80%	2.30%	799,188千円	121,704千円	61,704千円	60,000千円
		均等割額	24,500円	13,000円	12,000円				
		平等割額	21,000円	-	-				
⑤	現行税率 (参考)	所得割額	6.10%	2.70%	2.20%	777,468千円	143,424千円	83,424千円	60,000千円
		均等割額	23,000円	12,500円	11,500円				
		平等割額	21,000円	-	-				

(3) 国民健康保険税率等の改正による世帯への影響

●世帯1 単位:円

名前	続柄	給与収入	給与所得
大磯太郎(45歳)	世帯主	4,000,000	2,660,000
大磯花子(38歳)	妻	0	0
大磯次郎(15歳)	子	0	0

現役世代+子ども  
 軽減非該当  
 介護納付金対象者1人

世帯員3人

単位:円

	総額	医療分				後期分			介護分		
		所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	合計	所得割	均等割	合計
現行	395,200	142,130	69,000	21,000	232,100	62,910	37,500	100,400	51,260	11,500	62,700
答申	408,600	144,460	73,500	21,000	238,900	65,240	39,000	104,200	53,590	12,000	65,500
差額	13,400										

百円未満切捨

百円未満切捨

百円未満切捨

●世帯2 単位:円

名前	続柄	給与収入	給与所得	年金収入	年金所得
神奈川太郎(67歳)	世帯主	3,000,000	1,920,000	2,000,000	800,000
神奈川花子(64歳)	妻	1,000,000	350,000	0	0

高齢者夫婦  
 軽減非該当  
 介護納付金対象者1人

世帯員2人

単位:円

	総額	医療分				後期分			介護分		
		所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	合計	所得割	均等割	合計
現行	315,900	147,010	46,000	21,000	214,000	65,070	25,000	90,000	440	11,500	11,900
答申	325,200	149,420	49,000	21,000	219,400	67,480	26,000	93,400	460	12,000	12,400
差額	9,300										

百円未満切捨

百円未満切捨

百円未満切捨

●世帯3 0 単位:円

名前	続柄	年金収入	年金所得
こくほ太郎(70歳)	世帯主	800,000	0
こくほ花子(68歳)	妻	300,000	0

高齢者夫婦  
 軽減該当(7割軽減)  
 介護納付金該当なし

世帯員2人

単位:円

	総額	医療分				後期分			介護分		
		所得割	均等割	平等割	合計	所得割	均等割	合計	所得割	均等割	合計
現行	27,600	0	13,800	6,300	20,100	0	7,500	7,500	—	—	—
答申	28,800	0	14,700	6,300	21,000	0	7,800	7,800	—	—	—
差額	1,200										

百円未満切捨

百円未満切捨

百円未満切捨

大磯町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第2条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p>	<p>第1条～第2条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第9条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.2</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第9条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.1</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 省略 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>2 省略 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万4,500円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万3,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>
<p>第6条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>第6条 省略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>
<p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.8</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.7</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万3,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万2,500円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,000円</u>とする。</p>	<p>第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万1,500円</u>とする。</p>

改正案	現行
<p>第11条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万7,150円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万4,700円</p> <p>(イ) 特定世帯 7,350円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1万1,025円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>9,100円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,400円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、</p>	<p>第11条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万6,100円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万4,700円</p> <p>(イ) 特定世帯 7,350円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1万1,025円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,750円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,050円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、</p>

改正案	現行
<p>法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万2,250円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万500円</p> <p>（イ） 特定世帯 5,250円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 7,875円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,500円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,000円</u></p> <p>（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円</p> <p>（イ） 特定世帯 2,100円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 3,150円</p>	<p>法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万1,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万500円</p> <p>（イ） 特定世帯 5,250円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 7,875円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,250円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,750円</u></p> <p>（3） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,600円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円</p> <p>（イ） 特定世帯 2,100円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 3,150円</p>

改正案	現行
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,600円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,400円</u></p> <p>第22条の2～第27条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～13 省略</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,500円</u></p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,300円</u></p> <p>第22条の2～第27条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～13 省略</p>